

中小企業事業資金融資あっせん制度の利率について(案)

資料3

1. 融資の利率等の設定について

(1) 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度・借換融資あっせん制度

ア 融資の利率

例年1月1日の短期プライムレート(主要都市銀行が短期貸出する場合の最優遇金利)に0.5%を加算したものを融資の利率としている。

◆変更後 1.625%(短期プライムレート)+0.5%=2.125%

◆現在 1.475%(短期プライムレート)+0.5%=1.975%

イ 利子補給率及び本人負担率

原則として融資の利率に1/2を乗じた数値を利子補給率及び本人負担率とする。ただし、その数値に小数点以下の端数が生じた場合は次のとおりとする。

(ア) 小数点以下第1位が0であった場合

本人負担率は小数点以下を切り捨てた整数とし、利子補給率は融資の利率から本人負担率を引いた数とする。

ただし、本人負担率と利子補給率の差が0.15%より大きい場合は、本人負担率は小数点第3位以下を切り捨てた数とする。

(イ) 小数点以下第1位が1から9であった場合

本人負担率は小数点第2位以下を切り捨てた数とし、利子補給率は融資の利率から本人負担率を引いた数とする。

ただし、本人負担率と利子補給率の差が0.15%より大きい場合は、本人負担率は小数点第3位以下を切り捨てた数とする。

◆変更後 $2.125\%(\text{融資の利率}) \times 1/2 = 1.0625\%$

小数点以下第1位が0のため、本人負担率は小数点以下を切り捨てた1%となり、利子補給率は融資の利率2.125%から本人負担率1%を引いた1.125%とする。

◆現在 $1.975\%(\text{融資の利率}) \times 1/2 = 0.9875\%$

小数点以下第1位が9のため、小数点第2位以下を切り捨てると本人負担率が0.9%、利子補給率が1.075%となりその差が0.15%を超えているので、本人負担率は小数点以下第3位を切り捨てた0.98%とする。

2. 西東京市の利率等(9/1時点)

メニュー名	利率	利子補給率	本人負担率
中小企業事業者資金融資あっせん制度	1.975%	0.995%	0.98%
創業資金融資あっせん制度	1.975%	0.995%	0.98%
特定創業融資あっせん制度	1.975%	1.395%	0.58%
借換融資あっせん制度	1.975%	0.995%	0.98%



短期プライムレートが0.15%引き上げられた場合

メニュー名	利率	利子補給率	本人負担率
中小企業事業者資金融資あっせん制度	2.125%	1.125% (+0.13%)	1% (+0.02%)
創業資金融資あっせん制度	2.125%	1.125% (+0.13%)	1% (+0.02%)
特定創業融資あっせん制度	2.125%	1.525% (+0.13%)	0.6% (+0.02%)
借換融資あっせん制度	2.125%	1.125% (+0.13%)	1% (+0.02%)

参考：他市の利率等(9/1時点)

自治体名	利率	利子補給率	本人負担率
小金井市※1	1.975%	1.175%	0.8%
三鷹市※2	1.975%	1.125%	0.85%



短期プライムレートが0.15%引き上げられた後の利率

自治体名	利率	利子補給率	本人負担率
小金井市	2.125%	1.325% (+0.15%)	0.8% (+0.0%)
三鷹市	2.125%	1.225% (+0.1%)	0.9% (+0.05%)

※1 みずほ銀行の短期プライムレートを基準としている。9/2～より運用開始。

※2 4/1と10/1に利率の見直しを実施しており、短期プライムレートを基準としている。10/1～より運用開始。